

後期高齢者医療制度の 保険料が決定

後期高齢者医療制度では75歳以上の人と、一定の障害があると認定された65歳以上の人が被保険者となり、被保険者全員が保険料を納めることになっています。7月中旬に平成30年度分の「保険料決定通知書」が届きます。

保険料の決まり方

保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被

保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額(限度額62万円)で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。保

(表1)平成30年度の保険料=均等割額+所得割額 (1人当たり)

県内均一	均等割額	41,000円
	所得割率	7.89%
	賦課限度額	620,000円

※所得割額 = (総所得金額など - 33万円) × 所得割率

(表2)均等割額の軽減基準

総所得金額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円 うち世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほか各種所得がない)	9割	4,100円
33万円	8.5割	6,150円
33万円 + (27万5千円 × 世帯に属する被保険者数)	5割	20,500円
33万円 + (50万円 × 世帯に属する被保険者数)	2割	32,800円

保険料の納め方

納付方法は資格取得の時期、年金受給額などで異なります。送付される決定通知書で確認してください。

●特別徴収(年金大引き)

年額18万円以上の年金受給者(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える場合は除く)が対象です。年6回の年金定期払いのときに差し引かれます。

ただし次のような場合は、一定の期間「普通徴収」となります。○年度途中で75歳になった(65

歳以上で一定の障害があり認定された)。

○年度途中で転入した。

○修正申告などで、保険料額の変更があった。

○年金差し止めなどで、年金の支給が一時停止された。

※特別徴収から口座振替に変更することもできます。

●普通徴収(納付書・口座振替)

年額18万円未満の年金受給者、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える人が対象です。

納期は7月から翌年2月までの年8回、納付期限は各月の末日(12月は25日)で休日の場合は翌営業日になります。



納付書は決定通知書と一緒に届きます。市役所本庁または各支所、金融機関、郵便局で納めてください。

口座振替を希望する人は、被保険者証、預金通帳と届け出印を持参し、納付書に記載のある金融機関で申し込んでください。

保険料の軽減措置

この制度に加入する前日まで、健康保険組合などの被扶養者だった人は、所得割額がかららず、均等割額も5割軽減されます。

納めなかった場合は

特別な理由がなく保険料を納めなかった場合は、被保険者証の有効期限が短くなることがあります。

さらに滞納が続く場合は、財産の差し押さえなどを受けることもあります。

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合 資格保険料課
☎043-308-6768
市保険年金課 高齢者医療年金班
☎62-5882